2026年11月27日

各　位

会社名　　エスクリプトエナジー株式会社
（コード番号：5721　東証スタンダード）
代表者名　代表取締役社長　久永　賢剛
問合せ先　　経営管理部
（https://s-cryptoenergy.jp）

第９回新株予約権の行使価額、下限行使価額及び割当株式数の調整に関するお知らせ

当社が2025年８月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第９回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」といいます。）について、第10回新株予約権の株主割当て（無償割当て）に伴い、本新株予約権の発行要項の規定に基づき、行使価額、下限行使価額及び割当株式数が下記のとおり調整されておりますので、お知らせいたします。

記

１．調整の理由

当社は、2026年１月15日を基準日として、当社普通株式１株につき１個の割合で第10回新株予約権（１株当たりの行使価額106円、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数2.5株）を株主の皆様に無償で割り当てました（効力発生日：2026年２月27日）。

本件は、本新株予約権の発行要項第11項（２）③に定める「時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合」に該当するため、同項の規定に基づき行使価額を調整いたしました。あわせて、同第10項（２）に基づき下限行使価額を、同第６項（２）に基づき割当株式数を、それぞれ調整いたしました。

２．調整の内容

	調整前	調整後
行使価額	122円	81.5円
下限行使価額	68円	45.4円
割当株式数（本新株予約権１個当たり）	100株	149株
本新株予約権の目的となる株式の総数（注）	22,050,000株	32,854,500株

（注）未行使の本新株予約権220,500個に係る株式の総数であります。

３．調整後の行使価額等の適用開始日

2026 年２月 28 日

（注）第 10 回新株予約権の無償割当ての効力発生が、基準日後に開催された 2026 年２月 27 日の臨時株主総会の承認を条件としていたため、本新株予約権の発行要項第 11 項（２）⑤に基づき、当該承認があった日の翌日から適用されます。

４．調整後行使価額の算定根拠

本新株予約権の発行要項第 11 項（１）に定める行使価額調整式に、以下の数値を用いて算出しております（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てております。）。

調整前行使価額	122 円
既発行普通株式数（2026 年１月 15 日現在、自己株式 2,590 株を除く）	175,143,159 株
交付普通株式数（第 10 回新株予約権の目的となる株式の総数）	437,857,897 株
１株当たりの払込金額（第 10 回新株予約権の行使価額）	106 円
１株当たりの時価（注）	198.0 円

（注）適用開始日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（2025 年 12 月 19 日から 2026 年２月４日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨て）であります。

調整後の割当株式数は、本新株予約権の発行要項第６項（２）に基づき、調整前割当株式数（100 株）に調整前行使価額（122 円）を乗じ、調整後行使価額（81.5 円）で除して算出しております（１株未満の端数は切り捨てております。）。

５．第 11 回新株予約権の発行との関係

当社は、2026 年 10 月 13 日に第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しております。本新株予約権の発行要項第 11 項（２）③は、新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして調整後行使価額を算出する旨を定めているところ、第 11 回新株予約権の１株当たりの払込金額（当初行使価額 63 円に新株予約権１個当たりの払込金額 41 円を１株当たりに換算した 0.41 円を加えた 63.41 円）は、同項（４）②に定める時価（57.0 円。2026 年８月４日から同年９月 15 日までの 30 取引日の終値の単純平均値）を上回るため、同項（２）③に定める調整事由には該当いたしません。

６．その他

当社は、本新株予約権に係る新株予約権者に対し、2026 年 11 月 20 日付で上記調整の内容を書面にて通知いたしました。なお、適用開始日以降本日までの間に、本新株予約権の行使は

ありません。本来、本新株予約権の発行要項第６項（４）及び第 11 項（６）に基づき適用開始日以降速やかに通知すべきところ、第 10 回新株予約権の無償割当ての実施に際し、既発行の新株予約権の発行要項に定める調整事由への該当性の確認が十分に行われていなかったことにより、通知及び本開示が遅延いたしました。深くお詫び申し上げます。今後は、新株及び新株予約権の発行その他の資本政策の実施に際し、既発行の新株予約権等の発行要項に定める調整事由への該当性を、社内及び外部専門家により確認する体制を整備し、再発防止に努めてまいります。

また、2026 年９月 25 日付「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び買取契約（第 11 回新株予約権につきコミット条項付）の締結並びに第６回無担保普通社債（私募債）の発行及び第５回無担保普通社債（私募債）の償還に関するお知らせ」における本新株予約権に関する記載につきましては、本日付で別途訂正を公表しております。

７．今後の見通し

本件による当社業績への影響はありません。

以　上